

平成24年度第2回川崎市廃棄物処理施設専門家会議会議録（要旨）

1 日 時 平 25 年 1 月 21 日（月） 午後 2 時 00 分～午後 3 時 55 分

2 場 所 サンピアンかわさき 第 3 会議室

3 議 題

- (1) 株式会社日本触媒 産業廃棄物の焼却施設設置に係る周辺地域の生活環境の保全に関する事項について（公開）
- (2) その他（公開）

4 出席者

(1) 委員

堀雅宏委員、川本克也委員、坂本広美委員、鈴木昌治委員、田村明弘委員

(2) 事務局

片岡廃棄物指導課長、荻島処理施設許可係長、下浦主任、渡部職員、末岡職員、松浦職員

(3) 関係職員

竹間環境対策課長、時岡担当係長、安西職員、中村企画指導担当課長、菊地担当係長、佐々田職員

(4) 事業者

株式会社日本触媒、月島環境エンジニアリング株式会社、八千代エンジニアリング株式会社

5 傍聴者

2 名

## 6 発言の内容

(事務局 廃棄物指導課長)

それでは、定刻になりましたので、ただいまから株式会社日本触媒の産業廃棄物焼却施設の設置許可に係る専門家会議を開催いたします。

私、事務局責任者の廃棄物指導課長の片岡でございます。

本会議は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の3で定める事項について、専門的知識を有する方の意見を聴取するため、川崎市廃棄物処理施設設置許可等に関する要綱第14条の規定に基づき開催するものです。

以降の事務手続については荻島係長からいたします。

(事務局 廃棄物指導課 処理施設許可係長)

では、資料確認と事務手続進行状況の説明をさせていただきます。

始めに、皆さんのお手元の資料について確認させていただきます。

まず、第2回川崎市廃棄物処理施設専門家会議の次第、事業者が本日、使用するパワーポイントの資料、最後に産業廃棄物処理施設設置許可申請書一式を各座席に置かせていただいております。よろしいでしょうか。

施設の説明を簡単にさせていただきます。当該施設は産業廃棄物の廃アルカリの焼却施設であり、場所は川崎区千鳥町、地番で2番1に設置を計画しております。この地域の用途地域は工業専用地域となっております。詳細につきましては、後ほど事業者から説明させていただきます。

この事務手続ですが、産業廃棄物処理施設設置許可申請書を受理し、平成24年11月1/3日に告示、縦覧を開始しまして、12月12日まで申請書と生活環境影響調査書一式を縦覧させていただきます。これに関する利害関係者等の意見はございませんでした。

では、これからは座長に議事進行をお願いいたします。

(堀座長)

自己紹介させていただきます。私は委員の横浜国大の堀と申します。

では、日本触媒さんに今回の処理施設の計画及び施設の概要を御説明いただきます。

〔事業者入場〕

(堀座長)

今日司会をさせていただきます横浜国大の堀と申します。よろしく申し上げます。  
では、日本触媒さん、どうぞ御説明ください。

(事業者)

事業計画及び施設概要について説明 (略)

(堀座長)

ありがとうございました。それでは、御質問、御意見、あるいはその他コメントがございましたらお願いします。

(川本委員)

1つは、硫黄酸化物が総体的に生活環境影響調査でもいずれも基準を満たしているので、そういう意味では問題ないのですが、ほかの項目に比べて、比較的負荷率の数字が高いわけです。これは廃液の中に硫酸ナトリウムが入っていることが、硫黄酸化物の発生原因になり得るという理解でよろしいのでしょうか。

それから、滞留時間について、2秒以上ということで排ガス温度950℃で2.1秒となっています。2秒以上に対して2.1秒というのは割と余裕代がない設計だと思われませんが、ぎりぎり設計しているのでしょうか、また逆に、あるときは1.9秒になったりしないのでしょうか。そのあたり、担保できるものがあるのでしょうか。

もう1つは、濃縮缶ですが、この場合、冷却缶から来る排ガスは90℃ぐらいだということですので、高熱源があって、その熱を回収し利用するものではなく、濃縮缶としている機器では減圧をするということのようです。そうすると、私の理解では、真空ポンプユニットが設備としてはあるのではないかと思うのですが、そういったものが図には見当たりません。ラフな図だから描いていないのか、実は真空ポンプユニットがちゃんとあるということなのかをお教えいただきたいと思います。

(事業者)

硫黄酸化物につきましては、廃液中に含まれている硫酸に起因するものでございま

す。廃液中に含まれる硫酸分につきましては、こちらの $\text{Na}_2\text{SO}_4$ が廃液Aに含まれておりまして、こちらは燃焼処理する形となります。

(川本委員)

$\text{SO}_x$ の源。

(事業者)

入るS分としてはこちらだけなので、こちらのほうが発生源となります。

(事業者)

燃焼炉の滞留時間ですけれども、基本的には2秒以上ということで、設計は約2.1秒で設計させていただいているのですが、こちらの考え方として、逆に余裕をかなりとって、2秒に対して2.2秒とか2.3秒で設計してしまうと、実質上それだけの滞留時間をとれる焼却炉になり、今計画している廃液の処理量以上のものを実質処理できてしまう容量のつくりになってしまうということで、現状では2秒に対して2.1秒ほどの滞留時間になるような容量の焼却炉にしております。それに対する廃液の処理量としましては、流量計で調整して制御するような形で、処理量を超えないような制御方法をとっております。

あと、先ほどの真空のほうに関しましては、おっしゃられたように、濃縮缶は真空で蒸発させるような設備になっていまして、こちらの図でも右上のほうになりますけれども、あれが真空ポンプになっていまして、実際設備のほうは真空ポンプのユニットを有していることとなります。

(堀座長)

今の質問の中で、2秒以上の担保のところは。

(事業者)

今のところ、先ほど御説明しましたけれども、基本的には、現状制御している流量で廃液を処理する限りは、2.1秒とれるような形になっています。逆に1.9秒になることは、それ以上の廃液を処理した場合に燃焼排ガス量が増えてガス量が増えていくこととなりますので、基本的には流量以上のものを処理しないように制御していれば、排ガスの量は増

えずに滞留時間も2秒以上キープできると考えております。

(堀座長)

また関連質問もあるかと思いますが、では、ほかの委員の方、御自分の御専門のところを中心に、そうじゃなくても構いませんが。

(坂本委員)

ではお伺いします。1つは、ほぼ連続運転の炉だということで、外側の点検は恐らく毎日されるのかもしれないのですけれども、実際に装置を止めてというのは年1回とかと、時期がいつごろか決まっていたら教えていただきたいことと、それから大気と、水もですけれども、実際に試運転してみないと、大体どのくらいの実際の排ガスなり、排水なりの水質はわからないことはあるかと思うのですが、規制値に対して、例えば8割掛けぐらいの維持管理目標とか、今後置かれる予定があるのかどうかということも教えてください。とりあえずその2点です。

(事業者)

本設備ですけれども、外側につきましては1日3回現場のパトロール員がやるということと、内面の整備等につきましては年1回の定修を予定しておりまして、その時期につきましては7月から8月ごろを予定しております。その時期に内部開放いたしまして設備の点検は行ってまいります。

それとあと、水質等ここで出てきますいろいろな規制値がございますけれども、現在、既設の炉でも基準値の8割ぐらいで警報が鳴るようにしていますので、大体それぐらいの今は計画をしてございます。

(鈴木委員)

では水質です。水質の前に少し聞きたいのは、廃液B、Cは濃縮しないのに、廃液Aのみ濃縮を5倍するのはなぜか。それがまず1点です。

排水は、放流ピットでpH調整をするということですが、ここで汚泥といったものが発生した場合の対応とか、この辺をお聞きしたいのと、あと3番目に、No.7のところ連続監視と、今御説明があったように、pH、TOC、T-N、あとT-Pと水温、これだけで

すか。ダイオキシンについては年1回放流水のところでやるということですがけれども、例えばダイオキシンは非常に性能が高いので発生しないといいながらも、検出は当然されるということですので、もし何かのトラブルのときに、ダイオキシンの放流のところで対応とか、その辺を考えられているかどうかということですが。

それと、今ありました処理水、A、B、Cという廃液のもとの液はいいにしても、ここでpH調整したときの排水の状態は、トータルで、今8割ぐらいで警報が鳴るということですが、これは全部合併したところの話だと思っておりますが、そこで結構だとは思いますが、ただ、pH調整したときにどのくらい除去ができていくのかということを知りたいのです。普通の生物処理と違って、特殊な焼却ということですので、合流する前の排水の水質がどうなっているのかはお聞きしたいなと思っております。

以上、4点です。

(事業者)

まず1つ目に御質問いただいた廃液Aのみ濃縮するところがございますけれども、こちらに廃液の主な組成を書いております。廃液Aにつきましては有機物濃度2%程度ということで、非常に水のリッチな廃液でございます。廃液Bは有機物濃度30%程度ということで、ある程度有機物が多い廃液。廃液Cにつきましては他社の廃液でございますので、詳しい組成まではよく把握はしておりません。

廃液Aにつきましては有機物濃度が低いということで、濃縮処理してできるだけ廃液を絞って燃焼処理したいという目的でございます。廃液Bにつきましては十分有機物濃度が高い状態でございますので、こちらを濃縮する必要はないということでございます。廃液Cにつきましては、有機物濃度は低い値ではございますけれども、他社からの廃液ということと量自体が非常に少ないということで、こちらは濃縮処理の計画は現在のところしてございません。

(鈴木委員)

処理能力は1日最大89トンでしたか。

(事業者)

はい。

(鈴木委員)

これは濃縮したもので言っている89トンですか。

(事業者)

濃縮する前です。

(鈴木委員)

それと、Cは焼却する必要があるのですか。焼却の効率で言うと、有機物がある程度ないとだめだと思うのですが、この装置はどのくらいの有機物濃度が効率良いのですか。

(事業者)

有機物濃度といたしましては20%前後が一番、効率良く処理できると言われています。

(鈴木委員)

わかりました。

(事業者)

続きまして2つ目の質問で、汚泥等の発生につきましてですけれども、先ほど申しましたように、廃液自体には固体の成分等は含まれておりません。基本的には有機物と無機の塩類ということで、そちらを燃焼処理した場合、固体の物質は当然出てきませんし、無機な塩類につきましては、冷却缶の水等で吸収されますので、排水ピットへの汚泥等の発生はありません。ただ、焼却炉の中はレンガが設置されているため、レンガくず等がぼろぼろ落ちてくるということがございまして、そちらにつきましては、基本的には冷却缶の底部にたまって、排水ピットのほうには行かない予定でございまして、少量同伴して流れていくことは可能性としてございます。

(鈴木委員)

それで、今聞きたかったのは、そこから出てくる排水の性状、見た目のSSはなくて

も、溶存している微量な有機物とかが長い間かけてここでpH調整したときに沈殿しないか。すぐにはそういう影響は出てこないのでしょうけれども、見えているSSではなくて、溶存している微量の有機物とか、今言ったように塩類がありますので、その辺は落ちないでそのまま流れていけば問題ないのかなという気がするのですが、ピットのところがどういう形状になっているか。通常沈殿したものを取るような形のものはピットとしては考えているのか。

(事業者)

現在既存の焼却炉はございますけれども、同じような排水ピットがございます。そこでも汚泥のものは、ふだんシャットダウンで上げたときも、そんなに沈降しているような形ではございません。今回も同じような系統でございますので、大丈夫とは思っています。

(鈴木委員)

既存の焼却炉の今説明があったところは何年ぐらい稼働しているのですか。

(事業者)

設置は昭和47年ですが。

(鈴木委員)

それで、汚泥の引き抜きとかは一切ないですか。

(事業者)

ないです。

(鈴木委員)

はい、わかりました。

(事業者)

それとあと、最終排水の件でございますが、ダイオキシンの濃度を測定しないのかとい

うお話がございました。実際上には、現在、年に1回しかダイオキシンの濃度を測っていませんで、これは2011年度の平均でも、No.7の排水はこういうような状況になっております。ダイオキシンの濃度が高くなる可能性は、ほかの施設ではないものですから、この焼却炉だけでございますので、もしダイオキシンの濃度が高くなるのは、炉の温度の異常とかそういうようなときだと思えます。そのときは、先ほど説明したように、緊急でダウンしてしまいますので、恐らくダイオキシンは発生して出ていくことは考えにくいと思っております。

(鈴木委員)

1つの対策はもうシャットアウトするということですね。

(事業者)

はい。

(鈴木委員)

はい、わかりました。

もう1つ、pH調整したときの、これは最終的に水質でわかるのは、放流して全部場内から出てくる排水を合併して放流しますと。そのときの水質で結構かとは思いますが、念のために放流ピットのところ、放流するところの水質は何かデータをお持ちでしょうか。

(事業者)

これがここから運河のほうへ出ていくところの水質でございますので、ここがうちの工場の外に出ていく最後のところでございますので。

(鈴木委員)

いや、今度の新しい施設で、排水ピットのところでpH調整しますね。ここの新設の部分だけ。

(事業者)

そこでもTOC計をつけて有機物の濃度は測定します。TOC計とpH計だけですけれ

ども、そこでは連続監視するようにしております。

(鈴木委員)

実際どのくらいの値になるかはまだわかりませんね。

(事業者)

これが最終のあれですけれども、多分焼却炉では、今、環境基準でこれだけをクリアしますとお示ししています。随分前の既存の焼却炉の測定データはとった記憶があるのですが、そのときでもCODで20までいかないのです、多分ここでの寄与率もかなり低いと予測しております。

(鈴木委員)

わかりました。それを聞くと、沈殿するものは多分水中にはありませんね。データ比がわかれば教えていただきたい。ありがとうございます。

(堀座長)

最初のところで説明された中で、廃棄物はアルカリとなっていますけれども、アルカリというのは何か水酸化カリウムから来ているのですか。含有機物アルカリで、有機物がなければ焼却する意味はないので。

(事業者)

御指摘いただいたとおり、KOHとNaOHによるアルカリ成分となっております。

(田村委員)

私は、騒音と振動と低周波音について少し質問させていただきます。

まず騒音です。現状の騒音が大きいというか、規制基準を一部超えているところがありますけれども、この施設に伴う騒音はそれに付加しても規制基準をクリアすると。それはそれで結構だと思うのですが、多分1点ひっかかる場所は、地点2の商業施設の夜間の規制基準を現状で超えている状況です。この原因は何でしょうかという問題です。道路騒音ということを指摘されていましたが、ほかのポイント1、2、3、4とも夜間は大きい

ことは確かです。4ポイントについても大きいですが、2の地点については、商業施設と隣接していることから、規制基準が足して2で割ると57.5になっているから、それを超えているということです。

この問題について、住居は400メートルと離れているので、問題ないだろうという書き方をされていました。これは川崎市さんにも聞きたいところですが、こういうふうに現状で超えていることはどういうことでしょうかということと、商業施設ですので、将来ここに建物が建たないのかという問題がある。こういうところは結構、工業専用地域の建物とか住宅街に入り込むとか、そういうふうなこともないことはないわけで、そういう場合に、こういう現状規制値を超えていることは、その原因は何なのかということと、これに対してどういう対策をとったらいいのかということは、川崎市さんも含めてお聞きしたい。まず1点、それをお聞きしておきたいと思います。

(事業者)

騒音につきましては、先ほど御説明したように、道路騒音も影響するのですが、私どもが今度つくるものがまるで影響していないのかという話になると困りますので。アセスメントをやった結果、超えることがわかりましたので、一応超えている部分については、私どもでもあそこ赤い部分のところ、防音壁をつくる予定にはしております。内部は、先ほどレイアウトのところ御説明いたしましたように、囲いを設けるとか建屋の中に設けるということで、発生源での対策と周辺への対策ということで防音壁を設けることにさせていただきます。ただ、道路騒音については、私どもではちょっと対応ができないものですから、その辺だけはやっておりません。

(堀座長)

川崎市のほうは、対象が会社ですので、市の評価でないものですから、どうしますか。何か今即答できることがあれば、参考までにどうぞ。

(環境対策課長)

規制基準に関しては、工場の規制基準ということで、工場からの騒音に対しての基準について定められています。ここで測った騒音のレベルは、私も今日資料を見るので、道路騒音を含んだ環境騒音ということだと思います。そうすると、環境騒音に関しては、工場

からの規制基準に関しては当然守っていただく形になります。表の道路に基づく騒音に関しては、それが原因で環境上の騒音を超えているということであれば、それは、道路の対策は非常に難しいですので、その辺はあくまでも工場からの騒音が規制対象となると考えております。

(田村委員)

その件は了解しておりますけれども、一言で道路の影響だといったら、道路の影響ほどの程度かをきちんと示していただかないと、納得いかないなというのが1つはあります。実際の居住地は離れていますので、この施設による生活環境の影響は実質上ないとは思いますが、そこら辺の書き方を少し注意していただきたいなということがあります。

それから振動についても、現況に対して施設振動のほうが高い。しかし、規制基準はクリアするというので、これはこれである意味で問題ないだろうと思います。

それから、低周波音等の予測ということで、パワーポイントの資料を見ますと、G特性音圧と低周波音圧レベルと2つ出しているのです。環境省のマニュアルは、G特性音圧レベルと低周波音圧レベルじゃなくて、1/3オクターブの分析数値を出すようになっているはずで、低周波音も20ヘルツ以下の超低周波音の問題と、低周波音は大体100ヘルツぐらいまでの音ですけれども、その両方あるのです。20ヘルツ以下の低周波音を評価するときには用いるのがG特性音圧レベルで、低周波音全体を評価するのは低周波音圧レベルですけれども、1/3オクターブ分析して、それで評価することになっているはずで、本文のほうには1/3オクターブ分析した結果が出ておまして、それを見させていただきました。

ということで、環境省資料と書いていますけれども、環境省資料にはこういうことは全然書いていないのではないかと思います。環境省資料で出ているのは、超低周波音にいわゆるG特性音圧レベルについては、感じるのはG特性音圧レベルで100デシベル、120デシベルとすると、よく感じますということを超低周波音については書いています。低周波音については、1/3オクターブバンド分析の結果をもとに、戸ががたつくとか心理的な問題とか、その両方について一応基準値というか、苦情が出るか出ないかという数値が出ているはずなので、G特性音圧レベルと低周波音圧レベルで、G特性のほうはいいのですけれども、低周波音圧レベルじゃなくて、1/3オクターブ、せつかく分析しているわけで

すから、それを出していただきたかったということです。環境省資料に言っている内容は、これははっきり言って間違いだと思います。

では、この数値で問題があるかどうかということです。これは現状ですけれども、G特性音圧レベルは92デシベルと言われておりますので、問題はないだろうと思います。ただ、低周波音圧レベルでは、苦情が出るか出ないかという判断ですけれども、それは戸ががたつとか気になると両方あるのですが、気になるというか、うるさいというか、感じるのかそういうふうなこととか、それは1/3オクターブで分析した結果を見ないとわからないので、本文のデータを見ますと、いずれもそれを少しオーバーしているというか、戸のがたつきだとか低周波が気になるという、環境省が説明した参照値というのですが、現状はそれをオーバーしているのです。だから、こういう書き方で書いて、問題がありませんと言い切ってしまうのは問題だろうと思いますので、表現を直していただいたほうがいいと思います。

予測結果についてはこれでいいと思います。現状に対して、こういう施設を新設することによって問題が発生するかというと、こういうことで問題はないだろうと私も判断します。それから、住居まで離れているので、敷地境界で出ていたとしても、問題の住居のところでは感じないだろうということは、これも確かだろうと思いますので、この予測結果についてはいいと思います。

あと、試運転時の調査ということで、ここもG特性音圧レベルと低周波音圧レベルと、低周波音圧レベルも多分1/3オクターブで分析すると思いますので、きちんと1/3オクターブバンドレベルで測定しますということを、ここも書いておいたほうがいいと思います。低周波音圧レベルじゃなくて、1/3オクターブできちんと分析したものをやっていただきたいと思います。実際にやっていたらしゃるので、別に問題ないと思います。

ということで、私もここへ書いている文章を見まして、環境省資料は本当にこういうことを言っているのかというと、多分言っていないだろうと思いますので、そこを少し直していただきたいなと思います。

(堀座長)

ありがとうございました。私から少し大局的なことについて。

既設の設備をずっと長年使っていらっしゃって、その設備と今回の設備の大きな違いはないのかどうか。

(事業者)

既設の焼却炉との違いという面でいきますと、燃焼方式につきましては既設と全く同じもので、液中燃焼方式を採用しております。プロセスの管理と安全対策等、そのあたりはすべて同じでございます。唯一異なる点が1点だけございまして、濃縮缶があるかないかというところ以外はすべて同じでございます。こちらのフローで言う廃熱回収をしているかどうかは既設の廃液処理設備と異なるところでございます。なぜ既設はしていないのかという面でいきますと、既設の廃液は濃度が濃い廃液を処理していますので、濃縮する必要がないということでございます。

(堀座長)

既設の廃液もアルカリ性ですか。

(事業者)

はい。

(堀座長)

そうですか。

1年に1回止めて検査されることもありますが、通常の運転上、トラブルが起きやすいというか、ネックになるところがある可能性があると思います。その辺はどんなふうに認識されていますか。つまり、従来の経験からです。点検はどこを主に点検されるのか。そういう点検リストまではまだ作成していないかもしれないけども、そういう認識はどうなっていますか。

(事業者)

日常の管理といたしまして、排ガス中の組成につきましては GCS で連続的な指示が出ておりますので、そちらで監視しております。想定されるトラブルといいますと、バーナーの詰まりは想定されるんですが、それを防止するために、廃液ラインにはストレーナーを設けておりまして、その詰まりをあらかじめ察知できるように、それらの上流側、下流側に圧力計を設けまして、その差圧で監視するといった形で対応をとっております。

(堀座長)

なるほど。もし差圧がある以上だったらどうなるのですか。

(事業者)

ストレーナーを切りかえまして、差圧のついてきたストレーナーを開放して清掃するという対応でございます。

(堀座長)

ストレーナーは複数設置されているということですか。

(事業者)

2台です。

(堀座長)

そうですね。では、もう1つ、インターロックシステムというのがここに設置されるそうですが、例えば非常時はシャットダウンだそうですが、停電になる可能性が絶対ないとも言えないと思いますので、そういう場合はどうなりますか。つまり、どういうふうにシステムが作動するのか、燃焼中のものはどうなるのか、その辺りについてです。

(事業者)

こちらに異常時ということで、地震及び停電時の安全対策について資料を1枚用意しておるんですけども、地震及び停電が起きた場合は、焼却炉は自動で停止するような形で対応をとっております。実際に、何が止まるのかというと、原料を供給しているライン及び都市ガスのライン等がシャットダウンされて、閉まる方向へ自動的になる。そうすることで、焼却炉での燃焼はもうなくなりますよという状態に持っていきます。それらの遮断弁等を管理しておる機器につきましては、バックアップ電源で30分持っておりますので、そちらが作動しないということはありません。

(堀座長)

なるほど。既存の設備よりも新しいから安全だとは思いますが、先ほどおっしゃった中で、レンガなんかも劣化するかと思います。その辺は十分メンテナンスはされるのでしょうか。

(事業者)

そちらにつきましても年1回開放検査でレンガの高さ等をはかって、劣化していないかということと、あとレンガ同士のすき間等についても、すき間に穴があいていないかとか、そのような箇所を確認いたしまして、問題があるようであれば、レンガは交換しています。既設の炉のレンガについては、部位によってちょっと違うのですけれども、10年ぐらいで交換しています。

(堀座長)

あと心配なこととしたら、異常時には安全側にするのであれば、要するに、停電も地震でも同じように作動できるということで、停電になれば、システムが動かないから停止できないことはないということですね。

これは想定質問じゃないかもしれませんが、3・11の震災のときはそれなりに影響があったかと思うのですが、もし将来的に近い震災があった場合、どのような対応をとりますか。一工場だけで対応できるわけでもないのが難しいかもしれませんが。

(事業者)

3・11のときは、日本触媒の千鳥工場は停止しておりませんで、稼働は続けられました。特に大きな問題はありませんでした。ただ、それを受けて見直しをしなければいけないということで、今いろいろなところの配管とか、特に液状化に対し対策を検討中です。あと消防庁とかその辺から出ていますけれども、浸水の対策が出ていまして、浸水については、あのあたりは、神奈川県が慶長型地震というのを想定していまして、下手すると、津波が1メートルぐらいであると言われていまして、電気室については設置場所を1メートルぐらい高くしようと計画しています。それ以外のところについては、例えばモーターとかは上げられるところは上げるよう計画しています。あと軽いタンク、小さいタンクもきちんと基礎をしっかりとさせて動かないようにしておくとか、そのような対策は全設備について今やっています。

(堀座長)

放射線物質はないから大丈夫だと思いますけれども、火災、爆発はあり得るわけで、対策よろしくをお願いします。あるいは廃棄物の処理の関連することを超えているかもしれませんが。

ほかの委員の方、もし何か聞かれることがあれば、川本委員、ありますか。

(川本委員)

ちょっと付随的なことといえば付随的なことかもしれませんが、スライド中にて工場間の廃液ルート、距離の記載がないようです。例えば廃液Aからだ、配管のパイプの距離が数百メートルぐらいあるのでしょうか、廃液Cも同様でしょうか。あと廃液Bは千鳥工場の敷地内ということですが、恐らく発生源から新設設備までパイプがあるのだらうと思います。こういうパイプでの輸送は化学工場では常にやっていることなので、事業者の方は普通に考えていらっしゃるのだらうと思うのですが、配管の輸送の段階での漏れについては、長年の操業実績からすると、リスクとしては考える必要はないということでしょうかというのが1つです。というのは、P R T R 関連資料でパイプの接続部分からの漏れについての記述を見た記憶もありますので、絶対にないことではないのだらうなというのが1つです。

あと焼却炉ですが、助燃を行うのでしょうか。廃液Bは熱量がかなり高いのだらうと思います。廃液AとCが低くて、Aは5倍ぐらいに濃縮している。ただ、それでも助燃は常時行うのでしょうかというのがもう1つの質問です。パワーポイントでの簡略化した資料ではそのあたりが読み取れない。ただ、申請書本文を見ていると、どうも助燃を都市ガスで行っているように見受けられます。産業廃棄物ですから、適正処理が第一で、地球環境保全、温暖化は評価の正面には出ないのですけれども、助燃をしているということは二酸化炭素の排出量が増加する。焼却をするということは基本的にそういう面があります。環境報告書などでは、我が社の千鳥工場からの炭酸ガス排出量は全体でこれだけすみたいなのは、算出されるのでしょうかけれども、そういった数字においてこれはもう微々たるものなのか、あるいは意外にそうでもないのか、その辺の相場感をお教え願えればと思います。

(事業者)

御質問に対しまして、1つ目の配管の移送につきましてですけれども、廃液Aの排水は確かに移送距離が遠いのですが、600、700メートルぐらいの距離を移送することになります。それにつきましての漏えい対策につきましては、配管は600とか700メートルぐらいありますけれども、できるだけ漏えい箇所となり得るフランジの箇所は減らしております。3箇所ぐらいしかございません。そういうところで、漏出箇所はできるだけ減らしております。

(堀座長)

送る側からポンプで送るのですか。

(事業者)

ポンプで送ります。

(堀座長)

ということは、ポンプの圧はそのときは止まるようになっていると。圧をかけていたら漏えいしてしまう。

(事業者)

配管中を移送しますので、圧はかかった状態になります。

(堀座長)

ですから、大きい地震が来て配管が壊れそうになったときには、送圧を停止するというシステムにはなっているのですか。

(事業者)

地震及び停電が起きた場合、排水ポンプを自動的に止める措置はとっております。

続いて、2つ目の質問ですけれども、申請書類にも記載してあるとおり、有機物濃度は廃液Bで30%、混合した廃液で有機物濃度10何%ありますけれども、それだけでは燃焼炉内の温度を950℃には保てませんので、都市ガスを助燃材料として入れております。

3つ目に御質問いただいた今回の焼却炉を設置することによるCO<sub>2</sub>の排出量への影響ですけれども、本日数字は御用意しておりません。設備全体に対して寄与率は低いとは思いますが、後日回答させていただきます。

(田村委員)

直接には関係ないことと思うのですが、構内を神奈川臨海鉄道が通っています。従来の敷地計画では、臨海鉄道を外して施設を集めたのだらうと思います。敷地計画から見ますと、反対側に事務棟等を設けるというシステムになっている。今回、新設の焼却炉がちょうど臨海鉄道をまたぐような形に運動場のほうへできるということは、施設を臨海鉄道が横切るといふか、分断するという形の配置計画になっていると思います。この辺の影響についてはいかがですか。

(事業者)

御指摘いただきましたように、こちらの部分が線路となっておりまして、臨海鉄道さんが1日何回か通る。これも通る理由は、弊社の輸送物を運ぶ理由だけで通るのですが、配管につきましては、こちらに廃棄物焼却炉があるのですが、この横にはコージェネレーションシステムを導入しておりまして、現状でもラックを設けて配管は線路を通過させている状況でございますので、今回新たにそのようなリスクが発生するものではございません。

それと、先程も申しましたとおり、他にも多数道路を横断したトンネルがございますけれども、こちらにも酸化エチレンだとか液体アンモニアだとか、現状でもこういうルートで配管をラックに乗せて移送しているものがございますので、現状からそれほど大きくリスクが増えるものではございません。

(堀座長)

田村委員、よろしいですか。

(田村委員)

このようなやり方は当初の配置計画とちょっとずれたんだらうと思うのですが、それが先ほど言ったようなリスクがどうなるんでしょうかということをお聞きして、問題

ありませんということですので、いいと思います。

(堀座長)

ほかに質問はございませんか。もしないようでしたら、欠席された委員の意見は何かありますか。特にはないですか。

それでは、これで日本触媒さんの説明に対する質疑応答を終わりとさせていただきます。では、事業者の方、どうぞ御退場ください。御苦勞様でした。

[事業者退場]

(堀座長)

それでは、専門家委員と行政の間の意見調整に移らせていただきます。今回の申請に対して、行政側に対し各専門委員の見地から意見、指摘事項、質問など、また、行政側から専門家に対して意見を聴取したい事項があればお願いいたします。

(事務局 廃棄物指導課担当職員)

事務局の渡部と申します。

以前、事前視察の際にも少しお伺いしたのですが、今回、日本乳化剤という別の事業者から送液、廃棄物を焼却施設に送り込む計画でございまして、トラブル時に今回の焼却施設が止まってしまった場合について、基本的には焼却施設の遮断弁で送液を止めるというお話になっているのですが、日本乳化剤については、基本的に遮断弁が止まったという連絡をして、そこで乳化剤で送液ポンプを止めていただく対策をとるというお話をいただいています。そういった形で特に問題ないのでしょうかということをお伺いしたいと思えます。

(堀座長)

トラブル時には電話か何かで連絡をするということですか。

(事務局 廃棄物指導課担当職員)

基本は乳化剤と密に連絡をとり合って、問題ないように対応いたしますということだったので。

(堀座長)

いや、しかし、混乱の中で大丈夫かなと思ってね。

(鈴木委員)

ちょっと前に戻って申しわけないのですがけれども、あそこは一応子会社といえども別会社ということで、それを処理するのはと事前視察時でも聞いたのです。そうしたら、廃棄物処理業者の許可申請を受けて、そういったきちんと資格を持ってやるということでしたので、逆にここで検討していいのかどうか。廃棄物処理法のまさしく川崎市さんの今の担当かと思うのですがけれども、その辺でやるようになるのではないですか、どうなのか。この場でやっていいのかどうか、ちょっと疑問です。そういった専門的な業者の資格もとって受け入れるのであれば、許可を出すにしても、そちらできちんとその辺は管理してもらったほうがいいのかなど。ここだとちょっと越権行為ではないのですが、専門家会議でやっていいかどうかというのはちょっと疑問ですが、その辺はどうですか。

(堀座長)

川崎市がそれを廃棄物として判断することができるのですか。だったら、別に廃棄物として。

(事務局 廃棄物指導課担当職員)

今回の日本乳化剤から送液される廃液については廃棄物と認識しておりますので、今回の焼却施設も、日本乳化剤からの廃液の焼却については廃棄物の処理という形で認識しております。

(事務局 廃棄物指導課 処理施設許可係長)

今まで廃棄物の処分業の許可を出すに当たって、排出事業者と処分業者をパイプラインでつなぐ経験はなかったもので、今まで平成 18 年、19 年は、もちろんこういうパイプラインでやっているわけではないのですが、安全管理という点で、今まで施設の使用前検査を受ける前の試運転で、たしか安全管理で以前御指摘があったことがあって、停電の試験とかそういったものを行うような形で以前意見をいただいたことがあったと思う

のです。特に今回、A廃液とかC廃液、こちらは多分制御的なものは正確にはないかと思  
いますので、実際に試運転の段階でそういったものをさせたほうがよろしいのかどうか。  
そういった面を含めて、行政課としては判断してよいかどうかと苦慮しているところです。

(堀座長)

では、我々としては、そのケアも含めて進めることを条件の中に入れてということ  
で。

(事務局 廃棄物指導課 処理施設許可係長)

それを入れたほうがよろしいのか。それとも、ちょっとそれは、普通の焼却炉の停止  
試験は過去に18年、19年もやっていますので、ただ今回、廃棄物指導課で懸念している  
のは、他業者のパイプラインの送液にも影響がないかどうかということなので、そこも  
範囲を逸脱しているかどうかというのはちょっとありますけれども、1つは、普通に停止  
試験をやったほうがいいのかという御意見があるかどうかということと、もう1つは、他社の日  
本乳化剤も含めて安全性を確認したほうがよいかどうかということです。

(堀座長)

なるほど。他社だから躊躇するということですか。

(事務局 廃棄物指導課 処理施設許可係長)

はい。

(堀座長)

鈴木さんが一番心配されている法的な意味ですか。

(鈴木委員)

そうですね。廃棄物処理法とかそういうのに、廃棄物としてみなした場合に。ただ、  
これは一度A工場からは入るのですね。

(事務局 廃棄物指導課 処理施設許可係長)

A工場の廃液は日本触媒さんのものですが、かなり敷地をまたいでパイプラインで行くと。ただ、こちらは一旦クッションタンクのようなものがございます。

(鈴木委員)

中にあるのですね、乳化剤さんのほうにあるのですね。

(事務局 廃棄物指導課 処理施設許可係長)

C廃液という日本乳化剤のものは、実はクッションタンクがなくて直投といいますか、直接焼却炉に入ることもあって、川崎市でもこういうタイプの処分業ですと今まで経験がないということで、少し懸念しているということがございます。

(鈴木委員)

わかりました。

(田村委員)

しかし、法律のことは、私は判断しかねますけれども、環境とか安全を担保する意味で一体のシステムだから、当然関連会社を系列会社にしたそうですから、それは余り躊躇しない。つまり、安全、環境という意味でいいことなら進めて問題ないと思います。

(事務局 廃棄物指導課 処理施設許可係長)

わかりました。ありがとうございます。

(田村委員)

申請も3つ一緒にし、ということで出てきているわけですね。A、B、Cというか、廃液の問題はね。

(事務局 廃棄物指導課 処理施設許可係長)

設置許可の計画がまず一緒に。

(田村委員)

我々はどうしても一体化していると理解しますね。だから、一体のシステムとして安全を確保するという事じゃないのでしょうか。

(事務局 廃棄物指導課 処理施設許可係長)

わかりました。ありがとうございます。

(堀座長)

ほかにありませんか。行政から我々に質問でもいいですよ。

(鈴木委員)

1 ついいですか。廃棄物処理業者としての認可はもう得ているのですか。

(事務局 廃棄物指導課 処理施設許可係長)

これから申請をする形になります。廃棄物処理法の設置許可の申請は今受け付けをして、今回、専門家会議を開かせていただいておりますけれども、これからまた処分業の申請も手続をする形になる予定となっております。

(堀座長)

前回、施設の見学会を設定していただいて、そのとき以来、我々委員の意見もいろいろ申し上げているのですが、何か落ちがないかどうかというところが、抜けがないかどうかというのはちょっとあれですけれども。

(田村委員)

先ほど私、低周波音の話をちらっとしたのですが、残るのは申請書のほうで、パワーポイントのほうは残らないと思います。最後の生活環境影響調査書の 86 ページの書き方がちょっと気になります。

(事務局 廃棄物指導課 処理施設許可係長)

これが最終的に形に残ってしまいますので、問題があるということですので、修正をさせていただきますと思います。

(田村委員)

調査結果で、ここで言っていることはG特性の話をしていて、G特性でできるのは超低周波音、20 ヘルツ以下の問題について言っているのですね。実際に細かく測定して、1 / 3 オクターブバンドの測定をして、低周波音よりも高い 100 ヘルツぐらいまでの音を分析したデータが出ているのですけれども、それについての記述が何もなくて、そのデータは低周波音で苦情が出る値を超えているのですね。戸のがたつきでも超えているし、気になると両方あるのですけれども、ちょっと超えているのですよ。ただ、それは設置場所での話であって、実際の住居のとは離れていますから、それからかなり減衰していると思うので問題ないと思うのですが、G特性だけ言って、片方だけ言わないのは不足していると思います。ですから、低周波音といったときに、超低周波音の問題と 100 ヘルツぐらいまでの周波数と両方ありますので、それについて、100 ヘルツぐらいまでは、低周波音圧レベルだけではとらえられないということ。それは環境省の資料にも出ているはずなので、そこら辺はちゃんと。

(事務局 廃棄物指導課 処理施設許可係長)

環境省の資料もまた事業者を確認させますので。予測の結果が問題ないということであれば、とりあえずはよろしいでしょうか。

(田村委員)

そうそう、特にこれが環境へ影響するかということじゃなくて、書くものはきちんと書いてほしいというのがあります。

(事務局 廃棄物指導課 処理施設許可係長)

予測の結果自体に問題がないということでなければ、修正させます。

(堀座長)

ほかに書き方という点で何か気になったことはありますか。坂本さん、何か気がついたことは。

(坂本委員)

書き方は難しいです。

(堀座長)

坂本さん、もういいですか。

それでは、これで審議のプロセスはおしまいです。総括としまして、この会議で、今、田村委員の生活環境影響調査書の書き方のようなこともありました。そういうことを含めて、先ほどの子会社化したところとの連携を含めて、そういうところを附帯条件にして、この申請を認めるようにしたいと思うのですが、異論はありませんか。

それでは、そういうことでお進めをいただきたいと思います。今の意見も伝えていただいて、そうすると、附帯条件というかどうかは、事務局にお任せします。

では、これで議題についてすべて終了しましたので、これで専門家会議を終了いたします。